

公 告

みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事の公募型プロポーザル方式による事業者選定を次のとおり実施する。

平成 30 年 9 月 14 日

みよし広域連合長 黒川 征一

1 工事概要

1)工 事 名

みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事

2)目 的

本工事は、みよし広域連合（以下、「広域連合」という。）が管理運営している浄化センターの将来的な全面更新計画を視野に入れつつ、前処理設備及び汚泥脱水機等の緊急性を要する設備機器の整備工事を行うものである。

3)発注方式

本工事は、浄化センターの全面更新を視野に入れた上で、スクラップアンドビルド方式により行うもので、設計・施工一括発注方式（性能発注方式）である。

4)工事概要

(1)計画処理量

70 kL/日（し尿：55 kL/日 浄化槽汚泥：15 kL/日）

(2)処理方式

水処理：好気性消化処理方式(循環脱窒素法)+高度処理(凝集+ろ過+オゾン酸化)

汚泥処理：濃縮+脱水

(3)工事内容

【本工事】

①機械設備工事

前処理設備工事

汚泥処理設備工事

脱臭設備工事

②配管・ダクト設備工事

し尿及び浄化槽汚泥系統配管工事

汚泥系統配管工事

空気系統配管工事

臭気系統配管工事

薬品系統配管工事

給水系統配管工事

排水系統配管工事

③電気・計装設備工事

電気設備工事

計装設備工事

④土木・建築工事

前処理・脱水機棟工事

【附帯工事】

①場内道路工事

②場内整備工事

③乾燥焼却棟解体撤去工事

仮設工事

建屋解体撤去工事

プラント解体撤去工事

汚染物除去工事

汚染物及び解体廃棄物の処理処分

【その他工事】

①試運転及び運転指導

②予備品・工具等

【工事範囲外】

①土地造成工事

②場内道路工事(土地造成工事箇所)

③場内整備工事(土地造成工事箇所)

④建物内備品(発注仕様書に明記のないもの)

5)工期

本工事は、3か年継続事業であり、工事期間は下記のとおりである。

(1)着工予定 議決の日の翌日

(2)竣工期限 平成32年10月30日

6)施工場所

徳島県三好市井川町西井川 906 番地

7)事業費限度額

869,958,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)

- (1)事業期間が複数年度に渡るため、本事業費は債務負担行為を設定している。なお、当該債務負担行為において設定した各年度の支払限度額については、工事契約締結時に示すものとする。

8)工事留意事項

- (1)本工事の詳細については、「みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事 発注仕様書」のとおりである。
- (2)本工事は、既設の運転に支障を及ぼすことがないように、必要な仮設を行い、切替え時の運転調整等を円滑に行うこと。
- (3)工事中に必要となる仮設設備の運転は、受注者が責任をもって行うこと。
- (4)仮設工事にあたり、工事期間中の各処理工程の処理水質は現状と同程度に計画し維持すること。
- (5)工事期間中に部分引き渡しを行う設備機器については、別途定める引渡性能試験を行い、これに合格すること。なお、部分引き渡しが完了した設備機器の運転に係る費用は本広域連合の負担とする。

2 参加申込者の資格要件

本工事の業者選定手続きに係る参加者の資格要件は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を受け、同法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けた建設業者のうち、公告の日から優先交渉権者が決定するまでの期間において、次の各号に該当する者とする。

- 1)広域連合の入札参加資格申請業者名簿に登載されている者であること。
- 2)清掃施設工事に関して、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者
- 3)建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合審査点数が 900 点以上の者。
- 4)配置技術者に関する要件
 - (1)清掃施設工事の監理技術者証の交付を受けた者を現場に専任で配置できること。
 - (2)本工事の入札資格参加確認申請書提出時に、申請者と 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。
- 5)一般的事項に関する要件
 - (1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
 - (2)本工事の競争参加資格審査確認申請書の提出期限の日から入札日までの間において、指名停止若しくは指名除外の措置をみよし広域連合、三好市、東みよし町から受けていない者。

(3)本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止を受けた事実がある者でないこと。

(4)会社法(平成17年法律第86号)第475号又は第644号の規定による清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し又は再生計画の認可が確定したものを除く。)

3 その他

別添の「みよし広域連合浄化センター 前処理・脱水機棟整備工事 公募型プロポーザル実施要領」による。

4 事務局

みよし広域連合 事務局事業課

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ 2429 番地 1

みよし広域連合 事務局事業課

担当：松下 隆晃

TEL 0883-72-3308 FAX 0883-72-0695

E-mail jigyoun@miyoshikouiki.jp